

# 平成 2 9 年度 川西市特別職報酬等審議会 審議資料

第 1 回資料 (平成 2 9 年 7 月 1 0 日 (月))

平成 2 6 年度特別職報酬等審議会答申.....	2
川西市特別職報酬等審議会について .....	11
川西市特別職報酬等の改定状況.....	12
阪神 7 市「市長・副市長・教育長給料一覧」 .....	13
県内 2 9 市「市長・副市長・教育長給料一覧」 .....	14
阪神 7 市「議員報酬等一覧」 .....	15
県内 2 9 市「議員報酬等一覧」 .....	16
平成 2 8 年度議会開催状況.....	17
一般職の給与改定状況 (平成 2 5 年度以降) .....	18
行政委員会について .....	19
阪神 7 市「行政委員会報酬一覧」 .....	20

平成26年10月27日

川西市長 大塩民生様

川西市特別職報酬等審議会  
会長 岩見和彦

特別職報酬等の額の改定について（答申）

平成26年5月12日付で諮問のあった、市長及び副市長の給料の額及び議会の議長、副議長及び議員の報酬の額について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1 市長及び副市長の給料の額及び議会の議員の報酬の額について

(1) 市長及び副市長の給料の月額、次のとおり改定することが適当である。

- ・市長 1,020,000円(現行 1,040,000円、1.9%減額)
- ・副市長 827,000円(現行 843,000円、1.9%減額)

(2) 議会の議員の報酬の月額は、次のとおり改定することが適当である。

- ・議長 728,000円(現行 742,000円、1.9%減額)
- ・副議長 653,000円(現行 666,000円、2.0%減額)
- ・議員 592,000円(現行 603,000円、1.8%減額)

(1)(2)ともに現行額に0.981を掛けた値を百の位で四捨五入したものを、改定額としている。カッコ内の減額の%数字は、上記の改定額と現行額の差を再計算した値(少数点以下第2位を四捨五入)。

2 改定の実施時期等について

特別職の報酬等の額の改定は、平成27年4月1日から実施するのが適当である。

なお、今回まで20年以上諮問がなされなかったことの反省を踏まえ、今後の本審議会への諮問は、当該特別職の任期である4年を目途として、しかるべき時期に定期的に行うことが望ましい。

### 3 審議経過及び内容

#### (1) 基本的な考え方

特別職の報酬等の額については、客観的に決定できる、ある確かな法的基準といったものは存在しない。一方、特別職の報酬等について全市民が納得するような「合意」がすでに形成されているわけでもない。むしろ、一般の労働市場を前提にするような経済学的な議論をここで持ち出すこともできない。したがって、その決定に関しては、職務内容や責任の重さ、近隣都市等との均衡、一般職の給料の状況、社会経済情勢等、関連するさまざまな要因やデータを比較検討し、それらを文字どおり総合的に勘案することで、これならば「十分に公正かつ合理的な額である」との一般的合意が得られそうな「解」を導き出すことが求められている。この点は、毎回の審議のなかで何度も確認された。

今日、本市を含めた多くの自治体では、特別職の報酬等の本来額（条例本則上の額）を据え置いたまま、時限的な減額措置として、条例附則上の特例措置により、報酬等の独自減額が行われている実情がある。この点に関して本審議会は、それぞれの特別職の職務・職責に応じた適正な報酬等の額（条例本則上の額）を審議するという前提に立つこととした。なお、このことは、個別の政治的判断において報酬等を独自減額することを制約する趣旨からのものではないことを付言しておく。

次に、非常勤の特別職である議員の報酬については、常勤の特別職である市長等の給料とは性質を異にするものの、今日、議員活動の実際は、本会議や委員会への出席や諸視察等の議会活動以外にも、多様化・複雑化する市民ニーズに対応するために多くの時間を割くことが求められているし、その活動範囲も多岐にわたっている。全国的な統計においても、議員職の専門化傾向が指摘されており、その報酬については、実質的には生活給的な要素が強まっているとの指摘もある。本市においてもこうした現状を踏まえておく必要がある旨の確認を行なった。

また、審議の過程でしばしば確認されたことであるが、報酬、給料は月額であるが、「額」の多寡を実質的に論じるには年収を考慮しないわけにはいかないとの視点に立ち、つねに年収ベースでの比較検討も行うこととした。

さらに、市長と議員など特別職間の報酬等の相互関係（額の相対的な比率）については、他の多くの都市において一定の比率が保持される傾向が認められ、本市においても同様の状況にあることが確認された。

このような基本的な前提と考え方によって、主に次に示す基礎資料を基に慎重に検討・審議を重ね、改定額を決定した。

#### (2) 審議にあたり検討した主な資料

ア 第1回参考資料（平成26年5月12日（月））

川西市特別職報酬等審議会の状況

・川西市特別職報酬等審議会の設置目的

- ・川西市特別職報酬等の改定状況
- 特別職報酬等の状況
  - ・近隣市の状況
  - ・県内29市「市長・副市長給料一覧」
  - ・特別職の年収調べ
- 一般職の給料改定等の状況
  - ・一般職の給料改定状況
  - ・県内29市「ラスパイレス指数の状況」及び川西市の推移
- 議員報酬等の状況
  - ・県内29市「議員報酬等一覧」
  - ・平成25年度議会開催状況
  - ・政務活動費の状況
- その他
  - ・答申書 特別職の報酬等の額の改定について（平成4年5月22日）

イ 第2回追加参考資料（平成26年6月30日（月））

- 都道府県別等の議員報酬の状況
- 阪神7市・北摂7市・類似団体の状況
- 阪神7市の改定状況
- 川西市の財政状況等

ウ 第3回追加参考資料（平成26年8月4日（月））

- 近畿圏（人口13万～20万都市）の状況
- 議員定数及び男女比の状況
- 議員年収等の推移

エ 第4回追加参考資料（平成26年10月21日（火））

- 阪神7市の議員報酬（月額）に対する報酬等の割合
- 阪神7市の議員報酬（年収）に対する報酬等の割合

（3）改定額の決定における検討内容

適正な報酬等の額を決定する上で、重要かつ有効な情報源となりうるものは、二つある。一つは本市の状況を相対的に位置づけるのにふさわしい、本市と類似性のある都市のデータである。その場合、比較検討する対象としてどういった都市を選ぶかが中心的課題となる。もう一つは、これまで特別職の報酬等の改正の根拠としていた、人事院勧告に基づく一般職の給料改定が、現時点でどのような状況にあるのかを把握することである。

一つ目に関しては、比較のための対照群として、( ) 同じ行政・生活圏域内である、阪神6市(尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市)、( ) 本市に隣接する池田市、箕面市を含む北摂7市(豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市)、( ) 近畿圏の人口規模が13万人～20万人都市、( ) 総務省が定める類似団体(人口規模及び産業構造が類似した都市)として神奈川県鎌倉市を選び、それら他市との比較検討を試みた。ただし、このうち類似団体である神奈川県鎌倉市については、類似団体が1市しかなく、きわめて個別的な比較になってしまうことが判明したため、今回は検討の対象から除くこととした。

( ) の北摂7市との比較では、市長の7市平均額は1,003,857円(川西市1,040,000円(川西市の方が3.60%高い))、議員の平均額は622,000円(川西市603,000円(川西市の方が3.05%低い))という結果を、また、( ) の近畿圏の人口規模13万人～20万人都市との比較においては、市長平均額で1,003,500円(川西市1,040,000円(川西市の方が3.64%高い))、議員平均額で592,677円(川西市603,000円(川西市の方が1.74%高い))という結果を得た。

「北摂」と称せられる大阪圏の7都市、「人口規模」の近い近畿6都市という、これら二つのグループとの比較からは、その差はいずれの職においても3%台におさまっており、全体としてはそれほどかけ離れることなく近似していることを確認することができた。しかし、それ以上のメリットや知見を見出すことはできなかった。そこで、個別の都市の事情を勘案したもっと詳細で深い内在的な比較分析をするならば別かもしれないが、今回の諮問事項のような相対的な比較対照のための候補としては、これら2つの都市カテゴリーにこだわる積極的な理由はないと判断した。

こうした議論を経て、本審議会は、川西市が比較対象とする上で最もふさわしい都市カテゴリーとしては、特に行政・生活圏が類似している( ) の阪神6市を中心に考えるのが、最も適切であるとの結論を得た。

#### ア 「阪神6市」における特別職報酬等との比較検討

阪神6市では平成16年～24年の間に特別職報酬等審議会が開かれ、各市とも減額改定を行っている。

現行の市長等の給料及び議員等の報酬は、これらの減額改定を受けたものであり、その平均が、本市と比較して低いのであれば、減額を行う一つの判断基準になるものと考えられる。以下に阪神6市の議員報酬の平均と本市との比較を示す。

尼崎市	市長(平成20年	4.62%)	議員(平成20年	4.62%)
西宮市	市長(平成21年	4.36%)	議員(平成21年	0.43%)
芦屋市	市長(平成19年	22.01%)	議員(平成19年	9.97%)

伊丹市	市長（平成19年	5.18%	議員（平成19年	5.22%
宝塚市	市長（平成24年	3.23%	議員（平成24年	2.79%
三田市	市長（平成24年	5.50%	議員（平成16年	2.00%

市長平均	1,035,833円（川西市	1,040,000円）	0.40%
議員平均	594,833円（川西市	603,000円）	1.35%

平均は川西市を除く6市の数字。

阪神6市の平均の方が、川西市の市長・議員よりも低くなっており、この点からすれば、川西市は相対的に高位にある、すなわち引き下げが検討可能な水準にあると考えられる。

さらにこの点を精査するために、阪神7市の各特別職の年収、議員については「一人あたり人口」を考慮に入れたデータなどについても検討を加えた。また関連して、議員数についても事あるごとに議論の焦点となった。議員の定数に関しては、本審議会には言及する権限は無いものの、特別職の職務内容、仕事量にも関係する基本的な要因であるため、可能な限り資料に当たり議論もした。いずれにせよ、審議の過程においては、人口要因の説明力の高さがしばしば指摘され、その視点からも川西市の特別職の給料及び報酬の現況が、むしろ「高め」に設定されていることを正視すべきとの意見が複数の委員から出た。しかしその一方で、たとえば人口一人あたりの数字だけで議論を突きつめることは問題であり、他の要素なども組み合わせて慎重に検討すべきであるとの意見も出された。

周知のように、川西市の置かれている状況として、高齢化率は阪神7市でトップの27.9%、その逆に生産年齢人口率は最下位で60%割れをしている（総務省が発表している平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口を基に積算）。財政状況の予測や評価について詳細な議論はできないにせよ、こうした骨太なトレンドは今回の答申内容を考える上で大いに留意すべきであるといった議論も活発になされた。この点は特記しておかなければならない。

#### イ 一般職の給料改定状況からの検討

もう一つの重要な視点が、一般職の給料改定状況である。平成4年度までは、一般職の給料が上昇する傾向にあり、一般職の給料と特別職の給料に逆転が生じたことから、人事院勧告の改定率に併せて特別職の給料改定を行ってきた経緯がある。しかし、平成4年以降、特別職報酬等審議会は開催されていない。この間、職員の給料については、人事院勧告において平成14年度までは引き上げられてきたが、平成15年度以降は、引き下げ、もしくは改定無しの状況であった。なお、給料改定を行っていない平成4年から平成25年までの給料改定の状況を通算していくと、1.9%の減額という結果となる。

これまでの給料改定の経緯を見ると、給料を上げる際には、人事院勧告の改定率に拠ってきたことが明らかである。この勧告を行うにあたって、人事院は、民間企業従業員の給

料水準について調査し、それと公務員の給料水準を均衡させるという、民間準拠を基本とした改定を行ってきている。このような当該制度の仕組みを考えると、今回本市における特別職の給料等の水準を決定するにあたって、この人事院勧告への準拠がきわめて重要な決め手の一つとなることは間違いない。その他の基準にもまして、これがより合理的かつ客観的な根拠を提供してくれるものであるからである。以上の点を、本審議会は繰り返し確認した。

#### (4) 特別職相互間の報酬等の関係について

特別職の相互間の関係については、基本的な考え方で言及したとおりであり、総じて言えば、市長・副市長の比率関係、議長・副議長・議員の比率関係は他都市でもそれほど変わらない。したがって報酬等の額を改定するにあたっては、これまでの審議会同様、それぞれの報酬等の額に対し一定の率を乗じて積算することで、特段の問題はないとの結論に至った。つまり、それぞれの相互間の関係については、現行のこの数字には相当に納得しうる根拠があるとの見方をとることとした。ちなみに川西市における現行の、市長及び議員の報酬等をそれぞれ100%とした時の各職の割合は以下のとおりである。

	月 額	割 合
・市 長	1,040,000円	(100%)
・副市長	843,000円	(81%)
・議 員	603,000円	(100%)
・議 長	742,000円	(123%)
・副議長	666,000円	(110%)

上記(3)(4)の検討結果により、特別職の報酬等については、1.9%を基本として減額すべきとの結論に至った。

#### (5) 特別職報酬等審議会の開催について

本審議会への諮問は平成4年4月以来、約22年ぶりであり、この間、社会経済情勢や本市を取り巻く状況は、大きく変化を遂げている。したがって、物価変動、財政状況、人事院勧告などの動向を踏まえた現行額の精査、改定を怠って良いはずはなく、市長及び副市長の給料の額及び議会の議員の報酬の額についての本審議会への諮問は、当該特別職の任期である4年を目途として、しかるべき時期に定期的に行うことが望ましいものとする。なお、社会経済情勢の急激な変化等により、市長が審議会を開催すべきと判断された時は、時機を逸することなく諮問をすべきであることは言うまでもない。

#### 4 附帯意見

本審議会の審議においての結論は、前述のとおりであるが、報酬等の審議を進める過程で、いくつかの事項についても多くの委員より意見が出された。それらは、今回詰め切れなかった点とも関連していると考え、今後の検討に資するために附帯意見として申し添えておきたい。

##### (1) 議員定数について

議員報酬の審議において、川西市にあって公正な議会活動を担うのに必要とされる議員の数は何人なのか、また市財政に占める議会費（人件費）の割合は適正なのか、といった議員の職務・人数・議会費（人件費）をめぐる議論が度々なされた。むろん、議会には自律権が付与されており、議会内部の構成は議会自らの判断により決定されるものであり、本市においては、議員発議により、平成22年10月に議員定数30人が26人に削減されたところである。必要かつ適正な議員数を確保することは民主主義の実現にとってもきわめて重要であることはまちがいないが、同時に冗員を生み出しているかどうか精査することも怠るべきではなかろう。議会においては、本市における高齢化及び人口減少の推移、近隣他都市の議員数の状況等を注視し、議員定数について今後もさまざまな角度から引き続きご検討いただきたい。

##### (2) 議員の政務活動費について

政務活動費については「議員の調査研究その他の活動に資するため」と使途基準が限定されており、また、本市においては党派ごとの管理のもとに運用され、領収書の添付が原則義務付けられ、ホームページ上に使途が公開されていることから、透明性は高いこと、そして金額については、月額6万円と阪神7市の中で最も低い水準にあることを確認した。しかし、兵庫県議会議員の政務活動費の取り扱いに関する疑惑報道を発端として、このことが今日大きな問題となっているのは周知のとおりである。そこには議員報酬の額の妥当性をも揺るがすような、議員の職務遂行に対する不信感が見え隠れしているとも言えよう。その観点からも、議会においては市民の疑惑を招かない適正な執行に今後も引き続き努めていただきたい。

##### (3) 特別職報酬等の「独自減額」について

すでに述べたように、現市長は、給料月額及び期末手当支給額を、条例附則の特例措置により独自減額している。本審議会は、特別職の報酬等について条例本則上の本来額を審議するものであり、この独自減額は、審議から外すこととした。しかしながら、ほとんどの市においてこうした独自減額の事実が見られる以上、特別職の報酬等を検討する上で避けて通れず、何回かにわたって、その内容の確認や議論を行った。



本来額の定めが、実質意味のないものであるかのごとく扱われている現状については、少なからず違和感を覚えるのも事実であるものの、特別職報酬等に関する本来的な議論とはいささか異なった次元での、この独自減額のありようについては、特別職に就く方のそれぞれが自らの考えに基づき行われるものである、との立場をとるにとどめることにした。

なお、これと関連して、市長の退職金のあり方に関しても現状について事務局から説明を受けたが、本答申では議論の対象外としたことを補足しておく。

## 5 おわりに

以上、今回の答申については、延べ5回の議論を重ね、慎重に検討を行った結果、上記結論に達したものである。本答申を尊重し、適切な処置が速やかにとられることを要望する。

## 川西市特別職報酬等審議会

・会 長	岩 見 和 彦
・会長職務代理者	大 智 靖 志
・委 員	廣 瀬 一 平
・委 員	中 西 倭 夫
・委 員	大 西 庄 衛
・委 員	菅 原 巖
・委 員	竹 本 博 行
・委 員	中 川 泰 彰
・委 員	本 田 義 継
・委 員	松 尾 幸 恵

## 審議会の審議状況

- ・第1回 平成26年 5月12日(月)市役所4階庁議室  
諮問及び参考資料の説明
- ・第2回 平成26年 6月30日(月)市役所4階庁議室  
参考資料及び追加参考資料に基づく審議
- ・第3回 平成26年 8月 4日(月)市役所7階大会議室  
参考資料及び追加参考資料に基づく審議
- ・第4回 平成26年10月21日(火)市役所4階庁議室  
答申案の審議
- ・第5回 平成26年10月27日(月)市役所4階庁議室  
答申案の審議及び答申

## 川西市特別職報酬等審議会

○議会の議員の議員報酬並びに市長等の給与の額については、以下の通知に基づき、川西市特別職報酬等審議会を開催し、諮問しています。

### 特別職の報酬等について(昭和39年5月28日自治給第208号 自治事務次官通知)(抄)

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領によりすみやかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市(特別区を含む。)については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

#### 記

- 1 地方自治法第138条の4第3項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を設置するものとする。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。  
なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適当であること。
- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちか任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

別紙条例準則(略)

## 川西市特別職報酬等の改定状況

	昭和63年度			平成4年度			平成26年度		
	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日
市長	890,000 円	8.5 %	S63.12.1	1,040,000 円	16.9 %	H4.4.1	1,020,000 円	-1.9 %	H27.4.1
副市長	722,000 円	8.6 %	S63.12.1	843,000 円	16.8 %	H4.4.1	827,000 円	-1.9 %	H27.4.1
教育長	630,000 円	8.6 %	S63.12.1	736,000 円	16.8 %	H4.4.1	722,000 円	-1.9 %	H27.4.1
議長	635,000 円	8.5 %	S63.12.1	742,000 円	16.9 %	H4.4.1	728,000 円	-1.9 %	H27.4.1
副議長	570,000 円	8.6 %	S63.12.1	666,000 円	16.8 %	H4.4.1	653,000 円	-2.0 %	H27.4.1
議員	516,000 円	8.6 %	S63.12.1	603,000 円	16.9 %	H4.4.1	592,000 円	-1.8 %	H27.4.1
考え方	一般職の給与改定、普通昇給により9.2%の上昇をみることとなったため、収入役と一部一般職の職員の給与との間に逆転現象が生じた。その是正をもとに改定。			一般職の給与改定、普通昇給により18.5%の上昇をみることとなったため、収入役と一部一般職の職員の給与との間に逆転現象が生じた。その是正をもとに改定。			一般職の給与改定(平成4年～平成25年)をもとに△1.9%の改定。		

※ 教育長については、今回の特別職報酬等審議会より、新たに諮問対象としており、これまでの改定については他の特別職に準じて改定している。

## 阪神7市「市長・副市長・教育長給料一覧(本則)」

(H29.4.1現在)

No.	団体名	市長	順位	副市長	順位	教育長	順位	人口	順位
1	川西市	1,020,000円	5	827,000円	5	722,000円	5	155,500人	5
2	尼崎市	1,177,000円	2	942,000円	2	805,000円	2	450,765人	2
3	西宮市	1,206,000円	1	974,000円	1	827,000円	1	488,079人	1
4	芦屋市	1,061,000円	3	885,000円	3	732,000円	3	94,474人	7
5	伊丹市	1,036,000円	4	857,000円	4	725,000円	4	196,632人	4
6	宝塚市	978,000円	7	795,800円	6	682,000円	7	225,010人	3
7	三田市	982,000円	6	785,000円	7	687,000円	6	111,950人	6
6市平均額(川西市除き)		1,073,333円		873,133円		743,000円			

※人口は、兵庫県企画県民部ビジョン局統計課発表の「平成29年4月1日現在兵庫県推計人口」を使用(以下同じ)

県内29市「市長・副市長・教育長給料一覧(本則)」

(H29.4.1現在)

No.	団体名	市長	順位	副市長	順位	教育長	順位	人口	順位
1	川西市	1,020,000円	9	827,000円	11	722,000円	9	155,500人	9
2	神戸市	1,410,000円	1	1,110,000円	1	830,000円	1	1,530,858人	1
3	姫路市	1,180,000円	3	960,000円	3	810,000円	3	533,077人	2
4	尼崎市	1,177,000円	4	942,000円	4	805,000円	4	450,765人	4
5	明石市	1,084,000円	5	895,000円	6	733,000円	6	294,312人	5
6	西宮市	1,206,000円	2	974,000円	2	827,000円	2	488,079人	3
7	洲本市	960,000円	16	770,000円	16	680,000円	16	43,280人	21
8	芦屋市	1,061,000円	7	885,000円	7	732,000円	7	94,474人	11
9	伊丹市	1,036,000円	8	857,000円	8	725,000円	8	196,632人	8
10	相生市	897,000円	19	744,000円	19	646,000円	19	29,847人	28
11	豊岡市	885,000円	22	695,000円	23	615,000円	24	80,794人	13
12	加古川市	1,084,000円	5	896,000円	5	772,000円	5	265,524人	6
13	赤穂市	894,000円	20	742,000円	20	644,000円	20	47,656人	18
14	西脇市	921,000円	18	750,000円	17	665,000円	17	40,098人	25
15	宝塚市	978,000円	14	795,800円	13	682,000円	15	225,010人	7
16	三木市	980,000円	12	830,000円	10	710,000円	10	76,370人	15
17	高砂市	1,012,000円	10	832,000円	9	702,000円	11	90,010人	12
18	小野市	980,000円	12	794,000円	14	695,000円	12	48,270人	17
19	三田市	982,000円	11	785,000円	15	687,000円	13	111,950人	10
20	加西市	893,000円	21	714,000円	21	640,000円	21	43,739人	20
21	篠山市	837,000円	27	666,000円	27	612,000円	25	40,906人	23
22	養父市	783,000円	29	630,000円	29	585,000円	29	23,625人	29
23	丹波市	836,000円	28	665,000円	28	598,000円	28	63,523人	16
24	南あわじ市	850,000円	26	680,000円	26	600,000円	27	45,961人	19
25	朝来市	865,000円	24	684,000円	25	635,000円	23	30,212人	27
26	淡路市	860,000円	25	690,000円	24	610,000円	26	43,110人	22
27	宍粟市	880,000円	23	712,000円	22	638,000円	22	36,610人	26
28	加東市	940,000円	17	750,000円	17	655,000円	18	40,546人	24
29	たつの市	965,000円	15	800,000円	12	685,000円	14	76,529人	14
28市平均額 (川西市除き)		979,857円		794,564円		686,357円			
27市平均額 (川西市・神戸市除き)		963,926円		782,881円		681,037円			

## 阪神7市「議長・副議長・議員報酬一覧(本則)」

(H29.4.1現在)

No.	団体名	議長	順位	副議長	順位	議員	順位	人口	順位
1	川西市	728,000円	4	653,000円	3	592,000円	3	155,500人	5
2	尼崎市	797,000円	2	717,000円	2	640,000円	2	450,765人	2
3	西宮市	827,000円	1	748,000円	1	687,000円	1	488,079人	1
4	芦屋市	737,000円	3	653,000円	3	591,000円	4	94,474人	7
5	伊丹市	720,000円	5	646,000円	5	584,000円	6	196,632人	4
6	宝塚市	711,700円	6	639,400円	6	587,000円	5	225,010人	3
7	三田市	636,000円	7	549,000円	7	500,000円	7	111,950人	6
6市平均額(川西市除き)		738,117円		658,733円		598,167円			

県内29市「議長・副議長・議員報酬一覧(本則)」

(H29.4.1現在)

No.	団体名	議長	順位	副議長	順位	議員	順位	人口	順位
1	川西市	728,000円	7	653,000円	6	592,000円	6	155,500人	9
2	神戸市	1,140,000円	1	1,040,000円	1	930,000円	1	1,530,858人	1
3	姫路市	823,000円	3	747,000円	3	685,000円	3	533,077人	2
4	尼崎市	797,000円	4	717,000円	4	640,000円	4	450,765人	4
5	明石市	732,000円	6	667,000円	5	602,000円	5	294,312人	5
6	西宮市	827,000円	2	748,000円	2	687,000円	2	488,079人	3
7	洲本市	505,000円	16	422,000円	17	390,000円	16	43,280人	21
8	芦屋市	737,000円	5	653,000円	6	591,000円	7	94,474人	11
9	伊丹市	720,000円	8	646,000円	8	584,000円	9	196,632人	8
10	相生市	495,000円	17	424,000円	16	386,000円	17	29,847人	28
11	豊岡市	455,000円	21	376,000円	25	360,000円	20	80,794人	13
12	加古川市	667,000円	10	604,000円	10	558,000円	10	265,524人	6
13	赤穂市	486,000円	18	415,000円	18	375,000円	18	47,656人	18
14	西脇市	465,000円	20	408,000円	19	370,000円	19	40,098人	25
15	宝塚市	711,700円	9	639,400円	9	587,000円	8	225,010人	7
16	三木市	554,000円	13	478,000円	13	423,000円	13	76,370人	15
17	高砂市	629,000円	12	575,000円	11	522,000円	11	90,010人	12
18	小野市	528,000円	14	449,000円	14	409,000円	14	48,270人	17
19	三田市	636,000円	11	549,000円	12	500,000円	12	111,950人	10
20	加西市	451,000円	22	380,000円	21	350,000円	21	43,739人	20
21	篠山市	475,000円	19	385,000円	20	350,000円	21	40,906人	23
22	養父市	430,000円	29	340,000円	29	310,000円	29	23,625人	29
23	丹波市	445,000円	27	365,000円	27	330,000円	27	63,523人	16
24	南あわじ市	450,000円	23	378,000円	23	346,500円	24	45,961人	19
25	朝来市	441,000円	28	363,000円	28	324,000円	28	30,212人	27
26	淡路市	450,000円	23	378,000円	23	346,500円	24	43,110人	22
27	宍粟市	448,000円	26	370,000円	26	346,000円	26	36,610人	26
28	加東市	450,000円	23	380,000円	21	350,000円	21	40,546人	24
29	たつの市	524,000円	15	448,000円	15	404,000円	15	76,529人	14
28市平均額 (川西市除き)		588,275円		512,300円		466,286円			
27市平均額 (川西市・神戸市除き)		567,841円		492,756円		449,111円			



## 平成28年度議会開催状況

	開催回数 (回)	会期日数 (日)	会議日数 (日)	審議案件数			
				市長提出	議員提出(※1)	請願	陳情
定例会	4	115	23	109	9	14	0
臨時会	2	3	3	10	3	0	0
計	6	118	26	119	12	14	0

	設置数	開催日数 (日)
常任委員会	3	15
議会運営委員会	1	29
特別委員会	8	20
協議会等(※2)	6	31
計	18	95

※1:議員提出には委員会提出議案を含む

※2:協議会等の内訳

総務生活常任委員協議会  
 厚生常任委員協議会  
 建設文教公企常任委員協議会  
 議員協議会  
 情報公開協議会  
 広報委員会

一般職給与改定状況(前回の答申で反映済みの平成25年度を100,000円とした場合)

年度	人事院勧告率 (%)	川西市改定率 (%)	H25起点増減率 (対:川西市改定率)	H25起点金額 (対:川西市改定率)
平成25年度	—	—	—	100,000円
平成26年度 (人事院勧告)	0.27	0.30	1.0030	100,300円
※1 平成27年度 (国:給与の総合的見直し)	△ 2.00	—	1.0030	100,300円
※2 平成27年度 (人事院勧告)	0.36	△ 4.00	0.9629	96,288円
※3 平成28年度 (川西市:給与の総合的見直し)	—			
※4 平成28年度 (人事院勧告)	0.17	0.00	0.9629	96,288円
・前回の答申では、平成25年度までの川西市改定率を反映済み			平成25年度比 (対:川西市改定率)	96.3%

※1 国の給与の総合的見直し(△2.0%)は、平成27年4月1日実施。

※2、3 川西市は平成27年度人事院勧告+0.36%を含めた給与の総合的見直し(全体で△4.0%)を、1年遅れで実施。

※4 川西市は平成28年度人事院勧告+0.17%を見送り。

## 行政委員会について

### (1) 行政委員会の制度及び趣旨

行政委員会とは、地方自治法第138条の4及び第180条の5に基づき、都道府県及び市町村に設置が義務付けられている執行機関たる委員会又は委員である。

行政委員会制度は、戦後、首長への権限集中排除や民主化政策の推進の観点から導入されたものであり、地方自治法及び個別法で、市町村には「教育委員会」「選挙管理委員会」「人事委員会若しくは公平委員会」「農業委員会」「固定資産評価審査委員会」の5つの合議制の委員会と「監査委員」を置くこととされている。

### (2) 行政委員報酬について

行政委員の報酬については、地方自治法で下記のとおり、「勤務日数に応じて支給する」(日額制)とされているが、ただし書きにおいて、「条例で特別の定めをした場合は、この限りでない」(月額制・年額制)と定められている。

#### 【地方自治法】

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

### (3) 参考

#### 【地方自治法第203条の解釈について】

非常勤職員に対する報酬の支給は勤務日数に応じてこれを支給する。このことは非常勤職員に対する報酬が常勤職員に対する給料と異なり、いわゆる生活給たる意味は全く有せず、純粹に勤務する反対給付としての性格のみをもつものであり、したがって、それは勤務量、すなわち、具体的には勤務日数に応じて支給されるべきものであるとする原則を明らかにしたのである。

しかし、実際問題としては、非常勤職員の中にも勤務の実態が常勤職員とほとんど同様になされなければならないものがあり、その報酬も月額或いは年額をもって支給することがより適当であるものも少なくなく、常にこの原則を貫くことが困難な場合も考えられるので、ただし書を設け、条例で特別の定めをすれば勤務日数によらないことができるものとされている。

〔学陽書房 逐条地方自治法 松本英昭 著〕 抜粋

阪神7市「行政委員会の報酬一覧(本則)」

		教育委員会		選挙管理委員会				監査委員					
		委員		委員長		委員		代表監査		識見		議員選出	
		日額・月額	金額	日額・月額	金額	日額・月額	金額	日額・月額	金額	日額・月額	金額	日額・月額	金額
阪神 7市	川西市	月額	158,900	月額	130,000	月額	58,400	月額	247,600	月額	247,600	月額	56,700
	尼崎市	月額	161,000	月額	142,000	月額	71,000	月額	190,000	月額	161,000	月額	63,000
	西宮市	月額	170,000	月額	132,000	月額	71,000	月額	258,000	月額	249,000	月額	80,000
	芦屋市	月額	175,500	月額	139,900	月額	85,900	-	-	月額	212,400	月額	43,200
	伊丹市	月額	146,700	月額	115,800	月額	63,200	-	-	-	-	月額	52,000
	宝塚市	月額	165,700	月額	119,300	日額	13,700	月額	285,900	月額	131,500	月額	59,400
	三田市	月額	65,300	月額	44,700	月額	32,700	-	-	月額	102,400	月額	45,900

阪神7市「行政委員会の報酬一覧(本則)」

		公平委員会				固定資産評価審査委員会				農業委員会					
		委員長		委員		委員長		委員		会長		副会長(会長代理等)		委員	
		日額・月額	金額	日額・月額	金額	日額・月額	金額	日額・月額	金額	日額・月額	金額	日額・月額	金額	日額・月額	金額
阪神 7市	川西市	月額	41,600	月額	29,500	日額	16,600	日額	14,600	月額	82,500	月額	66,000	月額	53,300
	尼崎市	月額	76,000	月額	64,000	日額	15,200	日額	12,900	月額	45,000	月額	43,000	月額	42,000
	西宮市	月額	60,000	月額	54,000	日額	21,200	日額	16,400	月額	65,000	月額	60,000	月額	53,000
	芦屋市	月額	72,400	月額	56,200	日額	19,800	日額	14,400	未設置					
	伊丹市	<u>日額</u>	16,700	<u>日額</u>	14,100	日額	16,700	日額	14,100	月額	57,500	-	-	月額	45,500
	宝塚市	<u>日額</u>	17,400	<u>日額</u>	13,300	日額	17,400	日額	13,300	月額	70,300	月額	51,800	月額	42,800
	三田市	<u>年額</u>	137,000	<u>年額</u>	125,000	日額	12,000	日額	11,500	月額	51,200	月額	40,700	月額	40,700